

令和元年 10 月 28 日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市廃棄物減量等推進審議会
会 長 松本 明人

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について（答申）

平成 31 年 3 月 28 日付け 30 生環第 844 号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申に当たっての基本的な考え方

下水道整備及び人口減少に伴い、し尿・生活雑排水の収集量は減少し、収集世帯の散在化が進行している。

近年し尿等の収集量の減少率は緩やかになってきた傾向が見られるが、手数料収入が減少し、収集事業者の経営は厳しさを増している。

今後、収集事業者の経営努力を尊重しつつ、収集業務の一層の効率化を求めるとともに、行政の責務として、災害時を含め適正な収集体制と確実な行政サービスの提供の確保を図る必要がある。

2 し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料

市内全体の収集コストを基準に次のとおり改定する必要がある。

(1) し尿処理手数料

区 分		金額	
		現行額	改定額
定額によるもの	基本料（1世帯につき）	1月 63円	1月 68円
	人数割料（1人につき）	1月 405円	1月 441円
	月2回以上くみ取りの場合の加算料 （1回につき）	445円	485円
	便槽2箇所以上の場合の加算料 （1箇所につき）	311円	338円
従量によるもの	36リットルまでごとに	378円	412円
特別加算料	清掃車から便槽又は浄化槽までのくみ取り可能な最短距離		
	40メートル以上60メートル未満 （1回のくみ取りにつき）	311円	338円
	60メートル以上（1回のくみ取りにつき）	429円	467円

(2) 生活雑排水処理手数料

区 分	金額	
	現行額	改定額
100リットル未満	738円	813円
100リットル以上150リットル未満	961円	1,057円
150リットル以上200リットル未満	1,181円	1,301円
200リットル以上	1,181円に 50リットル までごとに 221円を加 算した額	1,301円に 50リットル までごとに 244円を加 算した額

3 附帯意見

- (1) 料金改定について、利用者への丁寧な説明に努められたい。
- (2) 災害時も考慮した、安定したし尿収集体制を確保するため、委託料の算定を単価契約から総価契約へ移行することについて、収集量の減少を見極めつつ移行時期及び算定方法を検討されたい。
また、移行に当たっては事業者に対し収集業務の一層の効率化を求める必要がある。
- (3) 生活雑排水については水環境の保全の大切さが理解されるよう努め、市からの補助金により手数料負担が軽減されていることも周知し、引き続き定期清掃を促されたい。
- (4) 料金改定に当たり収集経費として算定した人件費が、作業従事者の賃金に適正に反映されるよう事業者へ働き掛けられたい。